

施設基準

- ・ 回復期リハビリテーション入院料 1
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 感染対策向上加算 3
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ データ提出加算 2、4
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ 認知症ケア加算 3
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- ・ 運動器リハビリテーション料 (I)
- 医療安全対策地域連携加算 2
- 連携強化加算
- サーベイランス加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- 総合機能評価加算
- ・ 薬剤管理指導料
- 初期加算
- 初期加算
- 初期加算

選定療養費

・ 規定する回数を超えたリハビリテーション料

当院では、医科点数表等に規定する回数を超えて受けるリハビリテーションに関しては、保険給付がなくなる為、その分を患者様にご負担頂く事が健康保険法により定められております。当院では保険給付適用の医療費と別に保険外併用療養費（※選定療養費）として、リハビリテーション1単位（20分）当たり以下の料金を徴収させていただきますので、ご了承の程お願いいたします。

脳血管疾患等リハビリテーション料 2,700 円、 廃用症候群リハビリテーション料 1,980 円

運動器リハビリテーション料 2,040 円、 心大血管疾患等リハビリテーション料 2,260 円

以上、何卒ご理解下さるよう重ねてお願いいたします。

入院時食事療養費の標準負担額

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

・ 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

【70歳未満】		
	一般	1食 490円
減額認定(非課税世帯)	過去1年間の入院期間が90日以内	1食 230円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食 180円
【70歳以上】		
	一般	1食 490円
住民税非課税世帯2	過去1年間の入院期間が90日以内	1食 230円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食 180円
住民税非課税世帯1		1食 110円

・ 入院時生活療養費・生活療養費標準負担額（1食につき）

【療養病床に入院する65歳以上】		
	回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者	1食 490円
低所得者2(住民税非課税者)	過去1年間の入院期間が90日以下	1食 230円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食 180円
低所得者1(年金80万円以下等)		1食 110円

・ 選択食メニューを選択した場合（1食につき） 30円

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成28年4月1日より、領収書脳の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方には、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨をお申し付けください。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。